

山梨県公報

第二千四百八十六号

平成二十七年

二月十九日

木曜日

目次

公示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件) 九一
- 土地収用事業の認定(二件) 九二
- 道路の区域変更(二件) 九四
- 廃川敷地等 九五

公 告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 九五

公安委員会

- 平成二十七年度自動車等の運転免許試験等の実施

その他

- 土地収用法施行令に基づく公示による通知 一〇三

告示

山梨県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年二月十九日

山梨県知事 後藤 肆

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市(次の図に示す部分に限る。)
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年二月十九日

山梨県知事 後藤 肆

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、抾伐による。

北杜市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三十八号

土地收回用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地收回事業の認定をした。

平成二十七年二月十九日

山梨県知事 後藤斎

一起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

笛吹市境川町上寺尾コミュニティセンター及び広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市境川町寺尾字上寺尾地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

笛吹市境川町上寺尾コミュニティセンター及び広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、文化、交流、生涯学習等の市民活動を通じた地域コミュニティの充実を図ることを目的とした事業で、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設

置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、市民、地域及び行政がお互いの信頼関係に基づいたパートナーシップによる協働のまちづくりを推進しており、地域においては、住民相互の信頼関係を醸成するため、文化、交流、生涯学習等の市民活動への参加を奨励し、地域コミュニティの強化・充実を図っている。

上寺尾地区においては、上寺尾公民館を中心に社会教育活動を通じた地域コミュニティの強化・充実を図っているが、同地区の総会やイベント時には、敷地が狭隘であるため、参加者を収容する能力が不足し、コミュニティ活動に支障を来している。また、当該公民館は、災害発生時には上寺尾地区及び中寺尾地区の指定避難所となっているが、建築から四十年近くが経過し老朽化が著しく、耐震基準も満たしていないことから、災害発生時の地域住民の安全確保が課題となつている。

このため、起業者は、上寺尾公民館の建替えに合わせ、地域住民の文化、交流、生涯学習等の市民活動の支援並びに災害発生時の指定避難所及び自主防災組織の活動拠点として活用できる広場等を整備するため、当該公民館隣接地を新たに確保することとし、本件事業を実施することとしたものである。

本件事業が完成すると地域住民の文化、交流、生涯学習等の市民活動を通じた地域コミュニティの強化・充実が図られるとともに、災害発生時の地域防災機能の向上に資すると認められると認められるところから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、周辺住民の生活環境に配慮して実施することとしている。

また、起業者が任意に行つた文献調査によると、起業地周辺に希少動植物の存在は確認されていない。なお、起業地内に埋蔵文化財包蔵地が存在しない。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認めら

れる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一) で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたように、上寺尾公民館は、上寺尾地区の総会やイベント時には参加者を収容する能力が不足し、同地区のコミュニティ活動に支障が生じている。また、災害発生時には上寺尾地区及び中寺尾地区の指定避難所となっているが、耐震基準を満たしておらず防災上の課題を抱えている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、平成二十五年度年における利用実績及び今後の利用見込み並びに災害発生時に避難所として必要な収容能力を考慮した上で施設規模を決定している。広場については、地域コミュニティ活動の一環として実施されるスポーツ・レクリエーション活動に必要な施設規模を算出し、当該施設規模によって災害発生時に指定された地区の住民を収容することができるかを確認した上で決定している。また、駐車場等については、施設利用者数の想定や施設を運営していく上で必要となる面積にとどめており、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上有ると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
笛吹市役所市民環境部環境推進課

山梨県告示第三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年二月十九日

山梨県知事 後藤 斎

一 起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

笛吹市境川町中寺尾コミュニティセンター整備事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市境川町寺尾字宮前地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

笛吹市境川町中寺尾コミュニティセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、文化、交流、生涯学習等の市民活動を通じた地域コミュニティの充実を図ることを目的とした事業で、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、市民、地域及び行政がお互いの信頼関係に基づいたパートナーシップによる協働のまちづくりを推進しており、地域においては、住民相互の信頼関

係を醸成するため、文化、交流、生涯学習等の市民活動への参加を奨励し、地域コミュニティの強化・充実を図っている。

中寺尾地区においては、中寺尾公民館を中心に社会教育活動を通じた地域コミュニティの強化・充実を図っているが、同地区の総会やイベント時には、敷地が狭隘であるため、参加者を収容する能力が不足し、コミュニティ活動に支障を来している。また、当該公民館は、災害発生時の中寺尾地区の一時避難地（集合場所）となっているが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内にあり、建物自体も建築から三十年が経過し老朽化が著しく、耐震基準も満たしていないことから、災害発生時の地域住民の安全確保が課題となつている。

このため、起業者は、急傾斜地崩壊危険区域外に中寺尾公民館を移設するため、新たに土地を確保することとし、本件事業を実施することとしたものである。

本件事業が完成すると地域住民の文化、交流、生涯学習等の市民活動を通じた地域コミュニティの強化・充実が図られるとともに、災害発生時の地域防災機能の向上に資すると認められることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は、工事施行に当たっては、周辺住民の生活環境に配慮して実施することとしている。

また、起業者が任意に行つた文献調査によると、起業地周辺に希少動植物の存在は確認されていない。なお、起業地には、埋蔵文化財包蔵地が存在するが、起業者は、笛吹市教育委員会と協議を行い、試掘調査等の必要な措置を講じることとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一) で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められたとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたように、中寺尾公民館は、中寺尾地区の総会やイベント時には参加者を収容する能力が不足し、同地区的コミュニティ活動に支障が生じている。また、災害発生時には中寺尾地区の一時避難所となつていて、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内にあり、建物自体も耐震基準を満たしておらず防災上の課題を抱えている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、平成二十五年度年における利用実績及び今後の利用見込み並びに災害発生時に避難所として必要な収容能力を考慮した上で施設規模を決定している。また、駐車場等については、施設利用者数の想定や施設を運営していく上で必要となる面積にとどめており、いずれも必要な範囲であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはならないため、収用とすることは合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
笛吹市役所市民環境部環境推進課

山梨県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

山梨県知事 後藤 藤齋

一 道路の種類 県道
二 路線名 富士河口湖富士線
三 道路の区域

区間		旧の別	新の別
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番の一地先から	南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番の一地先まで	旧	新
敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)	三六・二〇 一〇五・〇	三六・二〇 一〇五・六
延長	延長	一三五・八	一三五・八

山梨県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

山梨県知事 後藤 藤齋

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四一号
三 道路の区域

区间		旧の別	新の別
九・六〇	九・六〇	敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五	北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五	延長(メートル)	延長(メートル)

地先まで

新

九・六〇	五六・五	四〇六・〇
一三・九〇	四三・五	六三六・〇

山梨県告示第四十二号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県国土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

山梨県知事 後藤 藤齋

一 河川の名称 富士川水系 尾白川
二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十七年二月十九日
三 廃川敷地等の位置 北杜市白州町台ヶ原字川平二千九十九番地先
四 廃川敷地等の種類及び数量 二千九百四十九・八三平方メートル

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十七年一月十九日

山梨県知事 後藤 藤齋

事業者の名称
又は氏名

事業所の名称

大月市

大月市立中央病院

地 山梨県大月市大月町花咲千二百二十五番

日 年十一月一日

間

間

間

間

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予	山梨県大月市大月町花咲千二百二十五番	平成二十六年十一月一日	平成二十六年十一月一日

株式会社ラクト	医療法人武川会	介護老人保健施設ひばり苑	訪問介護あいらーく	アイン薬局	株式会社アイシングファーマシーズ	
フリー・ダム株式会社	談合坂ディイサ	介護老人保健施設ひばり苑	訪問リハビリーション	アルプス店	アルプス店	
山梨県上野原市大野	山梨県上野原市上野番地	山梨県中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地	山梨県南アルプス市西野二千八十四番地	山梨県甲斐市西八幡一千二百五十八番地一	山梨県南アルプス市西野二千八十四番地	
護 護 通所介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)
同	同	同	同	同	同	

医療法人東雲会	同	同	合同会社和らぎ	社会福祉法人ふれあい俱楽部	短期入所生活介護施設つぐいすの森	り
医療法人東雲会	同	同	和らぎ訪問介護事業所	社会福祉法人慶千会	短期入所生活介護施設つぐいすの森	り
医療法人東雲会	同	同	和らぎ訪問介護事業所	社会福祉法人慶千会	短期入所生活介護施設つぐいすの森	り
医療法人東雲会	同	同	和らぎ訪問介護事業所	社会福祉法人慶千会	短期入所生活介護施設つぐいすの森	り
医療法人東雲会	同	同	和らぎ訪問介護事業所	社会福祉法人慶千会	短期入所生活介護施設つぐいすの森	り

山梨県公報 第一千四百八十六号 平成二十七年一月十九日

公安局委員會

● 平成二十七年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成二十七年四月から平成二十八年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十九条第三項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第一百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（A T車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（A T車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 AT車を除く。)	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（ AT車を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許 車を除く。）	毎週木曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	

2

自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

普通自動車免許（A T車を除く。）	普通自動車第二種免許（A T車を除く。）	大型自動車第二種免許	免 許 の 種 類	自 動 車 等 の 運 転 に 必 要 な 技 能 に つ い て の 免 許 試 験	原 動 機 付 自 転 車 免 訳	小 型 特 殊 自 動 車 免 許	普 通 自 動 二 輪 車 免 許	大 型 自 動 二 輪 車 免 許	牽 引 免 許	大 型 特 殊 自 動 車 免 許	牽 引 第 二 種 免 許
毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	試 験 日	曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	留分室においては毎週水曜日（休日を除く。） 警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	運転免許課（山梨県総合交通センター）及び運転免許課都留分室	運転免許課（山梨県総合交通センター）	運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

普通自動車仮免許（A T車に限る。）	普通自動車第二種免許（A T車に限る。）	普通自動車第二種免許（A T車を除く。）	普通自動車仮免許（A T車を除く。）	普通自動車仮免許（A T車を除く。）	普通自動車第二種免許（A T車を除く。）	普通自動車第二種免許（A T車を除く。）
毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	毎週木曜日（休日を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）

免 許 の 種 類	試 驗 日
大型自動車第二種免許（A T車に限る。） 毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）

普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	運転免許課（山梨県総合交通センター）及び運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百八十五番地
中型自動車免許	大型自動車免許	警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。	山梨県都留市下谷三丁目二番二号	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
牽引第二種免許	中型自動車第二種免許	（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室	山梨県南アルプス市下高砂八百八十五番地
大型自動車第二種免許	大型自動車第一種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また運転免許課都留分室は平成二十八年一月四日は法第九十七条の二第一項第三号及び第五号に該当する者に限る。）。ただし、法第八十九条第三項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車免許	普通自動車第一種免許	（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
大型自動車第一種免許	大型特殊自動車第二種免許	（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室	山梨県南アルプス市下高砂八百八十五番地
中型自動車第一種免許	牽引第一種免許	（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車第一種免許	普通自動車第二種免許	（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室

		普通自動車第一種免許	月四日は法第九十七条の二第一項第三号及び第五号に該当する者に限る。）。ただし、法第八十九条第三項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。
	免 許 の 種 類	大型特殊自動車第二種免許 牽引第二種免許 大型自動車免許 中型自動車免許 大型特殊自動車免許 普通自動二輪車免許 大型自動二輪車免許 小型特殊自動車免許 原動機付自転車免許 大型自動車仮免許 中型自動車仮免許 普通自動車仮免許	大型特殊自動車第二種免許 牽引第二種免許 大型自動車免許 中型自動車免許 大型特殊自動車免許 普通自動二輪車免許 大型自動二輪車免許 小型特殊自動車免許 原動機付自転車免許 大型自動車仮免許 中型自動車仮免許 普通自動車仮免許
再試験	試 驗 日	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）
	試 驗 場 所	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（道路交通事故法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。）
普通自動車免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運	運転免許課（山梨県総合交通センター）

十号) 附則第十四条に該当する者を含む。)

原動機付自転車免許

毎週水曜日及び金曜日(休日を除く。)

大型自動二輪車免許

転免許課(山梨県総合交通センター)

普通自動二輪車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

五 審査
1 技能による審査

免許の種類

審査日

大型自動車第二種免許

毎週月曜日(休日を除く。)

大型自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

大型自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

中型自動車第一種免許

毎週火曜日(休日を除く。)

中型自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

中型自動車第一種免許

毎週火曜日(休日を除く。)

中型自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

普通自動車第一種免許

毎週火曜日(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週火曜日(休日を除く。)

牽引免許

毎週金曜日(休日を除く。)

大型自動二輪車免許

毎週金曜日(休日を除く。)

転免許課(山梨県総合交通センター)

2 書面による審査

普通自動二輪車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車第二種免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

中型自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

大型自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

中型自動車第一種免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

大型自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

中型自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車第一種免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

大型特殊自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

大型自動二輪車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動二輪車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

中型自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車第一種免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

普通自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

大型特殊自動車免許

毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

牽引免許

毎週金曜日(休日を除く。)

大型自動二輪車免許

毎週金曜日(休日を除く。)

その他の

六 その他

1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。

2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。

3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第一種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。

4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
大型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
中型自動車第一種免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車第一種免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
大型特殊自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
大型自動二輪車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動二輪車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
大型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
中型自動車第一種免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車第一種免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
大型特殊自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
大型自動二輪車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動二輪車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室

● 土地収用法施行令に基づく公示による通知
土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する
同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。
なお、通知すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県庁県土整備部県土整備総
務課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該
書類の交付を受けないときは、平成二十七年三月十一日の終了をもってその書類の通知
があつたものとみなされる。

平成二十七年二月十九日

山梨県収用委員会

会長 深澤一郎

一 事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下地内
から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農
業用道路付替工事

二 通知书の名称

土地収用法に基づく審理の開催について（通知）

三 通知を受けるべき者

1 住所 不明

ただし、登記事項証明書上の住所は、山梨県大月市御太刀一丁目五番十六号
平井方

2 氏名 内藤善一

四 公示による通知の係る土地の所在及び地番

山梨県南巨摩郡身延町一色字和田五千三百八十四番

五 公示による通知に係る掲示の事実

1 掲示されている場所

山梨県庁東側掲示板

2 掲示を始めた日

平成二十七年二月十九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番